最終更新日：2021年6月29日
株式会社 筑波銀行
取締役頭取 生田　雅彦
問合せ先：総合企画部　TEL029-859-8111
証券コード：8338
https://www.tsukubabank.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方 更新

［コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方］
当行は、「地域の皆さまの信頼をもとに、存在感のある銀行を目指し、豊かな社会づくりに貢献します。」を基本理念に掲げ、社会からの揺るぎない信頼を確立するために、持続的な成長および中長期的な企業価値の向上を図る観点から、コーポレートガバナンスの充実に取り組んでまいります。
［会社経営の基本方針等］
永年築き上げてきた優れたノウハウや人材、ポテンシャルの高い営業基盤等を最大限に活用し、質の高い金融サービスをお客さまに提供することにより、これまで以上にお客さまから支持される地域金融機関を目指すとともに、収益力の強化と健全な財務基盤の確立を図ることで、企業価値の拡大につなげ、株主価値の向上を目指してまいります。
また、従業員が持てる力を遺憾なく発揮し、働きがいがあり、公正に処遇される自由闊達な組織を目指すとともに、金融機関としての社会的責任を自覚し、地域経済活性化のために惜しみない貢献を行ってまいります。
このような経営ビジョンに基づき、次の基本的な考え方に沿って、より実効性のあるコーポレートガバナンス体制の整備を図っております。
1．当行は、株主の権利を尊重し、株主が権利を適切に行使することができる環境の整備と、株主の実質的な平等性の確保に取り組んでまいります。
2．当行は、株主、お客さま、従業員、地域社会等の幅広いステークホルダーとの適切な協働に努め、健全な事業活動を尊重する企業文化・風土の醸成に努めてまいります。
3．当行は、非財務情報を含む会社情報の適切な開示と、企業経営の透明性の確保に努めてまいります。
4．当行は、取締役会および監査等委員会が株主に対する受託者責任を認識し、当行の持続的成長と中長期的な企業価値の向上を図るとともに、業務執行の監督および監査の実効性確保に努めてまいります。
5．当行は、社外取締役を構成員とした任意の委員会を活用するなど、社外の視点に基づく意見・提言を取り入れる体制とすることにより、取締役会における業務執行の意思決定機能や監督機能の実効性強化を図ってまいります。
6．当行は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するよう、株主との建設的な対話を行ってまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

コーポレートガバナンス・コードの各原則をすべて遵守しております。

※なお、東京証券取引所は、コーポレートガバナンス・コードの改訂を行い、2021年6月11日から施行されておりますが、本報告書は改訂前のコードに基づく定期更新であり、改訂後のコーポレートガバナンス・コードに基づく更新は、2021年12月末日までに行ってまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

(特定の事項を開示すべきとする原則に基づく開示)
［原則1-4 政策保有株式］
(1)政策保有株式の縮減に関する方針
当行は、政策保有株式について、当行の経営戦略および企業が当行の営業基盤である地域経済の成長へ貢献しているか等に照らし、当行の企業価値の維持・向上や地域経済の成長に資すると判断される企業の株式を保有しております。
保有の適否については、個別銘柄ごとに、保有目的の適切性、保有に伴う便益やリスクが当行の経営計画における資本コストを踏まえた資本効率性に関する指標に見合っているかを定期的に精査・検証し、総合的に判断を行います。保有の意義が希薄となったと考えられる株式につきましては、株式保有リスクの抑制や資本の効率性等の観点から、取引先企業との十分な対話を行ったうえで縮減していくことを基本方針とします。
(2)政策保有株式に係る議決権の行使基準
当行は、政策保有株式の議決権の行使について適切な対応を確保するため、当行および取引先の企業価値向上に資するものか十分に検証したうえで、総合的に判断し議決権を行使します。
以下の議案につきましては特に慎重な検討を行い、必要に応じて取引先企業との対話等を経て賛否を判断します。
・不祥事件等が発生した企業の取締役・監査役選任議案
・組織再編議案
・買収防衛策議案等

［原則1-7 関連当事者間の取引］
(1)取引の重要性やその性質に応じた適切な手続の枠組み
当行は、取締役会規程において、当行役員との間で直接取引を行う場合等、会社法に定める競業取引・利益相反取引に該当する取引につきましては、取締役会における承認を得なければならない旨を定めております。また、取締役が行う利益相反取引につきましては、監査等委員会の承認を得る体制としております。なお、取締役会における承認が不要となる取引であっても、法務部門においてモニタリングを実施し、当該取引の状況等に関して定期的に取締役会に報告することとしております。

［原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮］
当行企業年金基金は、運用受益者の年金給付を将来に渡り確実に行うため、リスクを勘案しつつ必要とされる総合収益を長期的に確保することを目的として、運用機関から意見を聴取した上で中長期的観点から政策的資産構成割合を策定しております。また、年金資産の運用状況を定期

的にモニタリングし、必要に応じて政策的資産構成割合を見直しております。
　当行は、年金基金の適正な運営を図るため、理事会・代議員会・資産運用委員会を設置しております。
　企業年金の積立金運用は専門性が必要となることから、すべてを委託運用としており、当基金の委託運用先は全て日本版スチュワードシップコードを受け入れています。また、株式・投資口の議決権行使につきましては委託運用先の判断基準に従っており、利益相反に該当する事項はありません。
　当行企業年金基金事務局には、適切な資質を持った人員を配置するとともに、実務や研修等を通じて資質向上に努めております。

【原則3-1 情報開示の充実】
(1)会社の目指すところ（経営理念等）や経営戦略、経営計画
　当行では、経営理念、経営ビジョンおよび中期経営計画を公表しております。詳細は当行ホームページに記載しておりますので、ご参照ください。
＜経営理念＞https://www.tsukubabank.co.jp/ir/management/policy.html
＜経営ビジョン＞https://www.tsukubabank.co.jp/ir/management/policy.html
＜中期経営計画＞ https://www.tsukubabank.co.jp/ir/management/mediumtermplan/index.html

(2)コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針
　本報告書「1．コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方」に記載しておりますので、ご参照ください。

(3)取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続
『報酬の決定に関する方針』
1．取締役の報酬は、以下の構成としております。
ア．確定報酬（月額報酬）
イ．業績連動報酬（賞与）
ウ．非金銭報酬等（譲渡制限付株式）
※社外取締役の報酬は、取締役の職務執行を監督する立場にあり、高い独立性が等を求められること等を考慮し、「確定報酬（月額報酬）」のみとしております。
※監査等委員である取締役の報酬は、取締役の職務執行を監査する立場等を考慮し、「確定報酬（月額報酬）」のみとしております。

『報酬の決定に関する手続』
1．当行の取締役の報酬は、年度業績を踏まえつつ同業他社および他業態の役員報酬等も勘案した報酬体系とし、各取締役の報酬の決定に際しては役職を踏まえて報酬案を経営陣幹部が作成し、取締役会の諮問機関として設置している社外役員で構成される報酬諮問委員会の意見を最大限尊重したうえで、取締役会で決議することにより、意思決定の透明性・公正性を確保しております。
2．監査等委員である取締役の報酬については、社外役員で構成される報酬諮問委員会の意見を最大限尊重したうえで、監査等委員の協議により決定しており、意思決定の透明性・公正性を確保しております。
報酬諮問委員会は取締役の報酬に関する議案の原案に対する諮問、取締役の個人別報酬額に対する諮問および取締役の報酬の決定に関する方針・手続に対する諮問に対して意見具申を行っております。

(4)取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役候補の指名を行うに当たっての方針と手続
（方針）
　当行は、取締役会がその役割・責務を果たすためには、当行の事業やその課題に精通する者が一定数必要であることに加え、取締役会の独立性・客観性を担保するため、取締役会メンバーの知識・経験・能力の多様性を確保することが重要であると考えております。
　当行は、当行の事業やその課題に精通する者を一定数経営陣幹部・取締役候補として指名するほか、多様な知見やバックグラウンドを持つ者を社外取締役候補として指名することを基本方針としております。
（手続）
　経営陣幹部の選任および取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補の選任・指名にあたっては、頭取が候補者を選定しております。選定された候補者につきましては、社外取締役を構成員とする指名諮問委員会の意見を最大限尊重したうえで取締役会において決議することにより、意思決定の透明性・公正性を確保しております。
　監査等委員である取締役候補の選任・指名にあたっては、頭取が候補者を選定しております。選定された候補者については、社外取締役を構成員とする指名諮問委員会の意見を最大限尊重し、監査等委員会の同意を得たうえで取締役会において決定することとしております。

(5)取締役会が上記⑷を踏まえて経営陣幹部の選解任と取締役候補の指名を行う際の、個々の選解任・指名についての説明
［取締役候補の選任理由］
　取締役の個々の選任理由につきましては、当行ホームページにて公表しております「第97期定時株主総会招集ご通知」に掲載しておりますので、ご参照ください。
（https://www.tsukubabank.co.jp/ir/stockholder/）

【補充原則4-1① 取締役会の判断・決定事項、経営陣への権限委譲事項】
　取締役会は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会が判断・決定する事項について取締役会規程により明確に定めております。
　また、経営意思決定の機動性を確保するため、頭取を含む役付取締役からなる「常務会」を設置し、取締役会からの権限委譲事項について審議・決定しております。
　取締役会から常務会、取締役への権限委譲項目については、「取締役会規程」、「常務会規程」、「職務権限規程」等により明確に定めております。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】
(1)社外取締役の独立性基準
　社外取締役の独立性基準につきましては、本報告書の「Ⅱ．1．【独立役員関係】その他独立役員に関する事項」に記載しておりますので、ご参照ください。

【補充原則4-11① 取締役の選任に関する方針・手続】
　取締役会は、専門知識や経験等が異なる多様な取締役で構成するとともに、効果的かつ効率的に討議ができる適切な員数を維持する方針としております。
　取締役の選任に関する方針・手続につきましては、「原則3-1-⑷に基づく開示」をご参照ください。

【補充原則4-11② 取締役の兼任状況】
　当行の常勤役員が、他社の常勤役員に就任すること、またはその他常務に従事することを禁止しているほか、社外取締役はその役割・責務を適

切に果たすため、他社の役員兼任については、その勤務形態に応じ、取締役会、常務会、または監査等委員会へ事前に報告のうえ承認を得ております。なお、当行の社外取締役は他の上場会社の役員を兼任しておりません。

【補充原則4-11③ 取締役会全体の実効性評価】
当行は、取締役会全体が適切に機能しているかを検証し、その結果を踏まえ問題点の改善や強みの強化等の適切な措置を講じていくという継続的なプロセスにより、取締役会全体の機能向上を図ることを目的として、取締役会の実効性に関する分析・評価を実施しております。
この中で、取締役会全体の実効性は十分確保されていることを確認しております。

○取締役会実効性評価での主な意見
・課題のひとつであった資料の量や議案数の削減は改善されており、説明や議論により時間をかけるべき議案に時間を割くことが可能となった。
・取締役会の月1回開催やWeb開催により合理化が進んだが、リモート化における社外役員との情報交換や横連携への対応が必要である。
・コロナ禍のなかではあるが、3か月に1回程度は感染対策を十分とったうえで、一堂に会する取締役会の開催を検討してもらいたい。
上記の意見を踏まえ、今後も取締役会における更なる議論の充実化・活発化を目指し、改善を図ってまいります。

【補充原則4-14② 取締役に対するトレーニングの方針】
当行は、取締役がそれぞれの役割・責務を果たすために必要な知識を習得できる機会を提供するとともに、取締役が知識拡充のために参加する社外研修等の費用を負担しております。
社外取締役につきましては、就任時に会社概要、経営理念、経営状況等の説明を実施しているほか、その費用を負担し、社外取締役に必要と思われる知識習得に向けた外部セミナー等への参加をサポートしております。

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】
(1)株主および投資家との対話
株主・投資家の皆さまとの対話全般について統括する責任者として総合企画部担当役員を指名し、建設的な対話の実現に積極的に取り組んでおります。株主・投資家の皆さまとの実際の対話の申込みに対しては、株主・投資家の皆さまの希望と面談の主な関心事項等を踏まえたうえで、合理的な範囲で前向きに対応してまいります。
(2)建設的な対話を促進するための体制
株主・投資家の皆さまとの対話の申込み窓口は総合企画部としております。総合企画部は関連部門と連携することにより、各種の経営情報を収集・分析し、適切な形で株主等へ提供する体制を整備しております。
(3)個別面談以外の対話手段の充実
株主・投資家の皆さまとの対話の一環として、株主総会および個別面談以外に、定期的に各種IR説明会を実施することにより、より緊密なコミュニケーションの実現に努めております。
(4)株主意見のフィードバック
株主・投資家の皆さまとの対話において把握した意見や懸念について担当部署で取りまとめ、その重要性や性質に応じ適宜または定期的に経営陣および取締役会にフィードバックする体制を整備しております。
(5)インサイダー情報の管理
株主・投資家の皆さまの実質的な平等性を確保すべく公平な情報開示に努めるため、「内部者（インサイダー）取引管理規程」を定めており、未公開の重要情報を一部の株主・投資家の皆さまに対してのみ提供することがないよう、情報管理の徹底に努めております。
(6)適確な情報の提供
株主・投資家の皆さまが当行の状況を正確に認識し適切に判断できるよう、より広く、継続して、分かりやすい情報の提供に努めております。

（特定の事項を開示すべきとする原則以外の説明）
【原則1-3 資本政策の基本的な方針】
当行は、銀行業としての公共性と健全性に鑑み、いかなる厳しい環境にも耐え得る財務体質を維持するため、内部留保の充実を図りつつ安定した配当を維持することを基本方針としております。
当行は、将来に亘り地域経済の発展に貢献していくために、経済環境変化等のリスクを見極めた上、適切な資本政策を行っていくことが肝要であると考えております。

2．資本構成

外国人株式保有比率 更新	10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
株式会社整理回収機構	70,000,000	45.89
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	5,147,300	3.37
筑波銀行行員持株会	4,549,142	2.98
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	3,518,200	2.30
株式会社日本カストディ銀行（信託口4）	2,231,300	1.46
株式会社広沢製作所	1,591,170	1.04
株式会社日本カストディ銀行（信託口5）	1,256,400	0.82
株式会社日本カストディ銀行（信託口6）	1,114,700	0.73
株式会社日本カストディ銀行（信託口1）	958,700	0.62
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO（常任代理人　シティバンク、エヌエイ東京支店）	938,263	0.61

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	銀行業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数 更新	20 名
定款上の取締役の任期 更新	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	15 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	5 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	5 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
根本　祐一	他の会社の出身者								○			
横井　のり枝	学者								○			
鈴木　大輔	弁護士								○			
田宮　弘志	他の会社の出身者								○			
瀬尾　純一郎	他の会社の出身者								○			

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由

根本　祐一		○	根本祐一氏は当行と通常の銀行取引がありますが、取引の規模や性質に照らし、株主や投資者の判断に影響を及ぼすおそれがないと判断されることから、概要の記載を省略します。	長年にわたり茨城県信用保証協会に勤務し、理事を歴任。県内の中小企業および小規模事業者の金融円滑化に携わり、地域経済活性化の発展に貢献してきました。こうした経験や知見を活かすことにより、中立的な立場で取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための的確な助言や提言を行うことができる人物と判断し、社外取締役に選任しております。また、一般株主との利益相反が生じるおそれのない独立性を有していると判断し、独立役員に指定しております。
横井　のり枝	○	○	横井のり枝氏は当行と通常の銀行取引がありますが、取引の規模や性質に照らし、株主や投資者の判断に影響を及ぼすおそれがないと判断されることから、概要の記載を省略します。	経営コンサルタント企業や経済研究所を通じて経済産業界の研究に長年にわたって携わり、その後、大学教育界へ転身し、私立大学准教授として地域社会および国際社会の発展に貢献できる人材育成や地域経済の活性化に関する積極的な社会活動に参画しております。こうした経験や知見を活かすことにより、取締役の職務執行の監査および経営の監督を的確に遂行することができる人物であると判断し、監査等委員である取締役に選任しております。また、一般株主との利益相反が生じるおそれのない独立性を有していると判断し、独立役員に指定しております。
鈴木　大輔	○	○	鈴木大輔氏および同氏が所属する渥美坂井法律事務所･外国法共同事業は当行と通常の銀行取引がありますが、取引の規模や性質に照らし、株主や投資者の判断に影響を及ぼすおそれがないと判断されることから、概要の記載を省略します。	長年にわたり検事、弁護士として、法律的分野についての豊富な経験と幅広い知見を有しております。こうした経験や知見を活かすことにより、取締役の職務執行の監査および経営の監督を的確に遂行することができる人物であると判断し、監査等委員である取締役に選任しております。また、一般株主との利益相反が生じるおそれのない独立性を有していると判断し、独立役員に指定しております。
田宮　弘志	○	○	田宮弘志氏は、損害保険ジャパン日本興亜株式会社（現：損害保険ジャパン株式会社）の取締役常務執行役員でありましたが、2016年3月に退職しております。 当行は、同氏および同社と通常の銀行取引があるほか、当行窓口では同社保険商品の取扱いを行っておりますが、取引の規模や性質に照らし、株主や投資者の判断に影響を及ぼすおそれがないと判断されることから、概要の記載を省略します。	長年にわたり保険会社に勤務し、取締役常務執行役員および上場企業の常勤監査役等を歴任するなど、企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しております。こうした経験や知見を活かすことにより、取締役の職務執行の監査および経営の監督を的確に遂行することができる人物であると判断し、監査等委員である取締役に選任しております。また、一般株主との利益相反が生じるおそれのない独立性を有していると判断し、独立役員に指定しております。
瀬尾　純一郎	○	○	瀬尾純一郎氏は日本銀行の出身でありますが、2001年6月に退職しております。 当行は、日本銀行に当座預金取引を有するほか、同氏と通常の銀行取引がありますが、取引の規模や性質に照らし、株主や投資者の判断に影響を及ぼすおそれがないと判断されることから、概要の記載を省略します。	長年にわたり日本銀行に勤務し、豊富な経験と金融全般における高度な専門性と見識を有するとともに、金融機関の常勤監査役やコンサルタント業務関係の代表取締役社長を務めるなど、企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しております。こうした経験や知見を活かし、取締役の職務執行の監査および経営の監督を的確に遂行することができる人物であると判断し、監査等委員である取締役に選任しております。また、一般株主との利益相反が生じるおそれのない独立性を有していると判断し、独立役員に指定しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性 更新

	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	委員長（議長）
監査等委員会	6	2	2	4	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無 更新	あり

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項 更新

監査等委員会の職務を補助する使用人を1名以上配置しております。
監査等委員会の職務を補助する使用人の人事に関する事項の決定につきましては、監査等委員の意見を尊重するなど、当該使用人の監査等委員以外の取締役からの独立性を確保しております。また、当該使用人は監査等委員会の専任として指揮命令権を明確化し、指示の実効性を確保しております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

当行は、2021年6月24日開催の定時株主総会を経て、監査等委員会設置会社へ移行いたしました。
監査等委員会は、監査等委員である取締役6名で構成しておりますが、うち4名は非常勤の監査等委員である社外取締役であり、2名は常勤の監査等委員である取締役であります。
監査等委員会は、決定した監査方針・監査計画に基づいて、取締役の業務執行適正性、内部統制システムの有効性、会計監査の相当性などについて適正な監査を実施し、コーポレート・ガバナンスの一層の強化を図ってまいります。
当行の監査体制は、監査等委員監査、内部監査及び会計監査人監査から成り、それぞれの監査方針や計画、監査実施結果に基づき、定期的に意見や情報の交換を行い、相互連携を図ることで監査の実効性を確保する体制としております。
監査等委員会と内部監査部門である監査部は、双方が実施した監査実施結果等を踏まえた意見交換会を月1回開催するほか、情報交換を随時行いながらお互いの監査品質や効率性の向上を図る体制としております。
監査等委員会と会計監査人は、双方の監査が効果的、網羅的に遂行されるよう策定したコミュニケーション計画に基づく意見交換の他、監査上の主要な検討事項（KAM：Key Audit Matters）や会計監査人による監査実施時に抽出された問題点や課題等について、随時意見交換を行う体制としております。
監査等委員会及び会計監査人は内部統制部門であるリスク統括部とも定期的に意見交換を行うほか、監査部が内部統制の整備・運用状況について有効性評価を行う体制としております。
また、内部監査として監査部（事業年度末現在21人）が営業店及び本部、子会社の業務監査を実施しており、監査部長は、毎年度監査の基本方針を立案し、取締役会の承認を得ております。監査部は、その業務遂行に関して、被監査部署から独立し、いかなる影響、干渉も受けておりません。監査の結果については、被監査部署の部店長及び役付者に講評するほか、取締役会及び監査等委員会に報告する体制としております。
当行は、会計監査人として有限責任あずさ監査法人を選任しており、当期において当行の会計監査業務を執行した公認会計士は、業務執行社員の宮田世紀氏及び大森敏晃氏であります。また、会計監査業務に係る補助者の構成は、公認会計士7名、その他18名で構成されておりました。
会計監査人等の外部監査の結果等については、担当部が必要に応じて、リスク管理委員会、取締役会等に報告するものとしております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無 更新	あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性 更新

	委員会の名称	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	社外有識者（名）	その他（名）	委員長（議長）
指名委員会に相当する任意の委員会	指名諮問委員会	5	0	0	5	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	報酬諮問委員会	5	0	0	5	0	0	社外取締役

補足説明 更新

（指名諮問委員会・報酬諮問委員会の概要）
当行の持続的成長と中長期的な企業価値の向上に向けた、コーポレートガバナンスの向上を図るため、取締役会の諮問機関として、指名諮問委員会・報酬諮問委員会を設置しております。
指名諮問委員会は、経営陣幹部の選解任及び取締役の指名に関して恣意的な判断がなされることを防止するとともに、選解任および指名に際し取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化するため、社外取締役の適切な関与・助言を受けることにより客観性・透明性の高い手続を確立することを目的としております。
報酬諮問委員会は、取締役の報酬制度ならびに具体的な報酬額に関して恣意的な判断がなされることを防止するとともに、報酬決定に際し取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化するため、社外取締役の適切な関与・助言を受けることにより客観性・透明性の高い手続を確立することを目的としております。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	5 名

その他独立役員に関する事項

当行は、社外取締役の選任にあたり、社外取締役としての独立性を確保するための基準を以下のとおり定めております。

[社外役員の独立性判断基準]
当行における社外役員は、原則として、以下のいずれの要件にも該当しない者とする。
(1) 当行および当行の子会社また当行の関連会社の業務執行取締役、執行役員、または支店長その他の使用人である者(全従業員)。また、過去10年間においてこれらに該当する者。
(2) 当行を主要な取引先(注1)とする者、またはその者が法人等である場合にはその業務執行者。また、過去5年間においてこれらに該当する者。
(3) 当行の主要な取引先(注1)、またはその者が法人等である場合にはその業務執行者。また、過去5年間においてこれらに該当する者。
(4) 現在または最近(注2)において、当行の主要株主(注3)、またはその者が法人等である場合にはその業務執行者。
(5) 当行からの役員報酬以外に、当行もしくは当行の子会社または当行の関連会社から、過去3年平均で年間1,000万円以上の金銭その他の財産上の利益を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家等。または、今後得る予定がある者。
(6) 現在または最近(注2)において、当行の会計監査人のパートナーまたは当社の監査に従事する従業員である者。
(7) 一定額を超える寄付金(注4)を当行から受領している、または今後受領する予定がある団体の業務執行者。
(8) 次に掲げる者(重要でない者(注5)は除く)の近親者(注6)。
・上記(2)～(7)に該当する者。
・当行および当行の子会社また当行の関連会社の業務執行取締役、執行役員、または支店長その他の使用人(全従業員)。また、過去5年間においてこれらに該当する者。
(注1)「主要な取引先」:
直近事業年度を含む3事業年度各年度の年間連結総売上高(当行の場合は年間連結業務粗利益)の1%以上の取引先をいう。
(注2)「最近」:
就任の前1年以内を基準として判定する。
(注3)「主要株主」:
当行株式を議決権割合で10%以上保有している株主をいう。
(注4)「一定額を超える寄付金」:
過去3年平均にて年間1,000万円または、当該団体の総収入または経常収益の2%のいずれか大きい方の金額を超える寄付金をいう。
(注5)「重要でない者」:
会社の役員・部長クラスの者や会計事務所や法律事務所等に属する者については公認会計士や弁護士などを「重要な者」とし、そうでない者を「重要でない者」とする。
(注6)「近親者」:
二親等内の親族をいう。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 更新	業績連動報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明 更新

「業績連動報酬(賞与)」は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため当行の業績に反映した現金報酬とし、各事業年度の業績(親会社株主に帰属する当期純利益の水準等)に鑑みて決定しております。
「非金銭報酬等(譲渡制限付株式)」は、中長期的な企業価値向上に向けたインセンティブ付与を目的として、役員報酬制度の見直しを行い、2021年6月24日開催の定時株主総会の決議により導入いたしました。毎年一定の時期に、株主総会において確定報酬と別枠で承認を得た報酬上限額の範囲内において付与するものといたします。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

有価証券報告書において、報酬等の総額を以下のとおり開示しております。
1.取締役及び監査役に対する役員報酬
取締役に対する報酬199百万円
監査役に対する報酬37百万円
社外役員に対する報酬24百万円
(注)取締役および社外役員の報酬等の総額には、第96期定時株主総会で退任した取締役1名および社外役員1名を含んでおります。
なお、連結報酬等の総額が1億円以上である役員はおりません。

2.監査報酬の内容
監査法人に対する監査報酬は以下のとおりです。

監査証明業務に基づく報酬 64百万円
非監査業務に基づく報酬 1百万円

報酬の額又はその算定方針の有無 更新	あり

報酬の額又はその算定方針の開示内容

当行の取締役の報酬は、年度業績を踏まえつつ同業他社および他業態の役員報酬等も勘案した報酬体系とし、各取締役の報酬の決定に際しては役職を踏まえて報酬案を経営陣幹部が作成し、取締役会の諮問機関として設置している社外役員で構成される報酬諮問委員会の意見を最大限尊重したうえで、適正な水準とすることを基本方針としております。
取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、「確定報酬（月額報酬）」、「業績連動報酬（賞与）」及び「非金銭報酬等（譲渡制限付株式）」によって構成されております。
1.「確定報酬（月額報酬）」は、月額の確定報酬とし、役職に応じて他社水準、当行の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定しております。
2.「業績連動報酬（賞与）」は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため当行の業績に反映した現金報酬とし、各事業年度の業績（親会社株主に帰属する当期純利益の水準等）に鑑みて決定しております。
3.「非金銭報酬等（譲渡制限付株式）」は、中長期的な企業価値向上に向けたインセンティブ付与を目的として、毎年一定の時期に、株主総会において確定報酬と別枠で承認を得た報酬上限額の範囲内において付与するものとしております。
監査等委員である取締役の報酬は、取締役の職務執行を監査する立場等を考慮し、「確定報酬（月額報酬）」のみとしております。
取締役の個人別の報酬等の内容の一部は、各取締役の業務執行内容を熟知しているため、取締役頭取生田雅彦に委任しており、各取締役に係る「確定報酬（月額報酬）」、「業績連動報酬（賞与）」及び「非金銭報酬等（譲渡制限付株式）」の個別の金額を決定しております。なお、当該権限が取締役頭取により適切に行使されるよう、取締役会は、報酬諮問委員会に取締役の個人別報酬等の原案を諮問し答申を得るものとしております。

【社外取締役のサポート体制】 更新

社外取締役を専属にサポートするスタッフは配置しておりませんが、社外監査等委員を含めた監査等委員全員の職務を補助すべき使用人として、補助使用人1名以上を配置しております。
また、取締役会の開催に際しましては、取締役会資料の早期提示により社外取締役の事前学習時間を確保するとともに、社外取締役に対して事前に議案説明を実施する体制を整備しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

当行は、2021年6月24日開催の定時株主総会を経て、監査等委員会設置会社へ移行いたしました。
当行は、コーポレート・ガバナンスの充実を経営の重要な課題と認識しており、当該移行に伴い、監査等委員である取締役6名を構成員とする監査等委員会を設置し、「監督機能の強化」および「意思決定の迅速化」を図り、取締役の職務執行を適正に監査し、経営に対する牽制機能の充実を図っております。
取締役会は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名（うち社外取締役1名）、監査等委員である取締役6名（うち社外取締役4名）の計15名で構成されております。取締役会は毎月1回以上開催しており、会社法に定める「会社の業務の執行の決定」・「取締役の職務の執行の監督」、「代表取締役の選定および解職」等を行うことを目的とし、法令および定款に定める事項のほか、当行の重要な業務執行を決定しております。
監査等委員会設置会社では、会社法の規定により取締役会の権限の一部を取締役に委任することが可能であるため、取締役会決議事項をより重要性の高い議案に絞り込み、経営戦略など重要議案の取締役会における審議の充実、当行の意思決定の迅速化・効率化を図る体制としております。また、取締役会の下位機関として常務会を設置し、取締役会に付議すべき事項の審議や常務会に委任された事項についての決定を行うとともに、執行役員制度の導入により経営の意思決定の迅速化と施策の適正な執行を促進する体制を整備しております。
当行は取締役会の諮問機関として、任意委員会である経営諮問委員会・指名諮問委員会・報酬諮問委員会を設置しております。各種諮問委員会は、独立性・客観性を担保するため、社外取締役から構成され、社外取締役を議長としております。経営上重要な事項等について経営諮問委員会からの意見具申等適切な関与・助言を受けることにより公正かつ透明性の高い経営管理態勢の確立に努めております。
監査等委員会は、監査等委員である取締役6名で構成されており、うち4名は社外取締役であります。監査等委員会は、原則として毎月1回開催し、監査等委員である取締役は、取締役会のほか、常務会、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会など重要な会議に出席し提言・助言を行うほか、取締役の職務執行を適正に監査します。また、監査等委員会は、法令および監査等委員会規程等に定める権限を有するほか、監査に関する重要な事項についての報告を受け、協議・決議を行います。
なお、当行は社外取締役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、その職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額をもって損害賠償責任の限度とする契約を締結しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当行は、コーポレート・ガバナンスの一層の強化を図ることを目的として、2021年6月24日より「監査等委員会設置会社」へ移行しております。
監査等委員会設置会社では、構成員の過半数を社外取締役とする監査等委員会の設置が義務づけられており、監査等委員である取締役には取締役会における議決権が付与されることから、取締役会の監督機能を高め、コーポレート・ガバナンスの一層の強化を図ってまいります。
また、監査等委員会設置会社では、会社法の規定により取締役会の権限の一部を取締役に委任することが可能であるため、取締役会決議事項をより重要性の高い議案に絞り込み、経営戦略など重要議案の取締役会における審議の充実、当行の意思決定の迅速化・効率化を図ってまいります。
当行では、前項記載のコーポレート・ガバナンス体制により、経営監視機能の客観性および中立性は十分に確保できるものと考え、当行の体制は適正なコーポレート・ガバナンスを確保していると判断しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1．株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	2021年6月24日開催の第97期定時株主総会の招集ご通知を2021年6月4日（20日前）に発送しております。なお、2021年5月31日（24日前）にWEB開示をしております。
集中日を回避した株主総会の設定	集中日開催とならないよう努力しております。
電磁的方法による議決権の行使	インターネット、スマートフォン等を利用した議決権行使を可能としております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームを利用しております。
招集通知（要約）の英文での提供	招集ご通知英訳版を当行ホームページに掲載しております。
その他	当行ホームページに招集通知を掲載しております。 また、株主総会においては、映像による事業概要の説明を行う等、株主の皆さまにわかりやすい運営に努めております。

2．IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成･公表	情報開示方針としてディスクロージャーポリシーを策定し、当行ホームページに掲載しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	毎年、茨城県内で地元向けIRを開催し、代表取締役が業績や経営戦略等について説明しております。	あり
アナリスト･機関投資家向けに定期的説明会を開催	年1回決算発表後に、東京にてアナリスト･機関投資家向けIRを開催しておりますが、今年度については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえ中止とし、その代替策として、決算説明資料を当行ホームページに掲載し、質問等をE-mailで受付け、個別に回答する取組みを実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	年1回IR資料を当行ホームページに掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	IR担当部署は、総合企画部広報室にて対応しております。	

3．ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	コンプライアンス委員会規程、リーガルチェック規程、コンプライアンスマニュアル、個人情報管理規程、CSR経営方針、環境方針（環境理念、行動指針）、地域社会貢献者表彰制度、地域貢献活動奨励特別休暇制度

環境保全活動、ＣＳＲ活動等の実施	〈CSR経営方針〉 当行は、CSR（企業の社会的責任）を経営の最重要課題の一つとして位置づけ、公共的使命等を柱とした企業倫理と法令遵守を背景に、銀行の本業を通じた地域貢献を主軸とした上で、環境の保全や社会貢献といったCSRへの積極的な取組みを推進し、地域社会からの評価とゆるぎない信頼の確立を目指しております。 〈環境方針＞ 1. 環境理念 当行は、「地域の皆さまの信頼をもとに、存在感のある銀行を目指し、豊かな社会づくりに貢献します」という基本方針の下、豊かな自然に恵まれた茨城県を主要基盤とする地方銀行として、環境保全活動をCSR（企業の社会的責任）の根幹として位置づけ、企業が環境に与える影響を認識し、かけがえのない環境を未来に引き継ぐために積極的かつ継続的に取組みます。 2. 行動指針 ⑴ 環境保全活動の継続と向上 企業活動が環境に与える影響を的確に把握し、目的・目標を定めて取組むとともに、定期的に見直しをすることで、環境保全活動の継続的な改善に努めます。 ⑵ 環境関連法規制の遵守 環境関連の法律、規則、協定などを遵守します。 ⑶ 環境負荷の軽減と環境汚染の予防 省エネルギー、省資源、リサイクル活動を推進し、環境への負荷の軽減および環境汚染の予防に努めます。 ⑷ 地域社会への貢献 金融商品、サービス、情報の提供など本来業務を通じて、環境保全に取り組むお客さまを支援し、地域社会の環境改善に資することを目指します。 ⑸ 周知徹底 役職員一人ひとりが環境問題に関する認識を深め、具体的な活動に取組むための啓蒙活動を推進します。 ⑹ 環境方針の公開 この環境方針は内外に公表するとともに、要請に応じ一般に配布します。 〈具体的な取組み内容＞ 1. 環境負荷の軽減 ⑴ エコドライブの実践 ⑵ 環境への負荷の少ない低公害車の導入 2. 地域への貢献 ⑴ 事業者向けECOローン、個人向けエコリビングローンの取扱い ⑵ エコファーマー認証者へのローン金利割引適用 ⑶「エコ事業所」、「エコアクション21」等の認証を受けたエコ事業所が発行する私募債の新規記録手数料の無料化 3 オフィス環境による負荷軽減 ⑴ 冷暖房の温度調節（冷房28℃程度、暖房20℃程度）の実施 ⑵ 夏季クールビズの実施 4.全従業員が環境保全に配慮した行動への取組み ⑴ 茨城エコ事業所登録制度登録への取組み ⑵ 日本の森を守る地方銀行有志の会での、森づくり活動のさらなる活性化への取組み 5. 社会貢献活動への取り組み ⑴ 筑波愛の社会福祉基金（公益信託）の運用、助成金の提供 ⑵ 定期的な献血活動の実施 ⑶「つくばマラソン」や「かすみがうらマラソン兼国際盲人マラソン」などへの協賛 ⑷ 筑波銀行記念奨学基金の運営、奨学金支給の実施 ⑸ 霞ヶ浦・北浦地域清掃大作戦等への参加 ⑹ 一支店一貢献運動の実施
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	ステークホルダーに対し、ディスクロージャー誌の作成、ホームページの拡充等、効果的に活用しながら情報発信に努めるとともに、「適時開示規程」に基づく適切な情報開示に積極的に努めております。
その他	＜女性の活躍推進に向けた取組みについて＞ 当行では、第4次中期経営計画において「女性活躍の推進」を重要施策としており、これまで以上に女性行員が様々な分野で活躍できるように人材育成および配置に取り組んでおります。その中で、自主目標として役席者（指導的役職にある女性行員数）の女性比率15%以上、同計画期間中の営業系役席者（管理職を含む）発令数10名以上を目標に掲げ、その実現を目指した人材育成を実施するとともに、女性行員の仕事と家庭の両立に資する環境整備にも取り組んでおります。 ＜具体的な取組み内容＞ 1. 女性の活躍推進プロジェクトチームの活動 2. 育児休職者の情報交換会の開催 3. 育児休職制度および各種休暇制度の利用要件拡大による環境整備 4. 女性行員の外部研修への積極的な派遣 5. 女性役席者を対象としたマネジメント研修の実施 6. 女性行員を対象とした業務研修の実施 7. 女性の活躍を情宣する行内ニュースの発行 8. ローンセンターや本部各部、女性営業担当者への積極的な配置

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当行は「内部統制システム構築の基本方針」を以下のとおり定め、内部統制の整備・強化に努めております。

＜内部統制システム構築の基本方針＞

1．業務の適正を確保するために必要な体制

(1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための事項
①企業倫理の確立と法令等遵守を経営の最重要課題として位置づけ、その実現のためコンプライアンス基本方針および具体的な手引書であるコンプライアンス・マニュアルを制定し、コンプライアンス重視の組織風土の醸成に取組む。
②頭取を委員長とするコンプライアンス委員会において、法令等遵守に関する重要事項の審議を行う。
③コンプライアンスの実践計画であるコンプライアンス・プログラムを決定し、コンプライアンスの徹底を図る。
④当行および子会社の役職員が、法令違反のおそれのある行為等を発見した場合に通報・相談出来るよう、外部の弁護士と行内のコンプライアンス統括部署を通報・相談窓口とするコンプライアンス・ホットライン（内部通報制度）を設け、違反行為の未然防止等を図る。
⑤顧客の保護と利便の向上を図るため、顧客保護等管理方針および顧客保護等管理規程等を定め、適切かつ十分な顧客への説明、顧客の相談・苦情等への対処、顧客情報管理、外部委託管理、ならびに利益相反管理を行うための態勢を整備する。
⑥会計基準その他財務報告に関連する諸法令を遵守し、財務報告に係る内部統制の整備および運用のための方針・規程を定め、その適正性を確保する。また、財務報告に係る内部統制の整備・運用状況の有効性を継続的に評価し、必要な改善を行う。
⑦市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して毅然とした態度で臨み、同勢力からの不当要求には断固として拒絶し、利益を供与しない。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する事項
①取締役の職務の執行に係る情報は、法令および行内規程に基づき適正に保存、管理する。また、取締役は、これらの文書を常時閲覧できるものとする。
②開示すべき情報を迅速かつ網羅的に収集し、法令等に従い適時適切に開示する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の事項
①リスク管理を適切に行うため、統合的リスク管理方針および統合的リスク管理規程に基づき、リスク種類毎に所管部を定めて、リスクの特性等に応じた管理・運営に努める。
②頭取を委員長とするリスク管理委員会において、リスク管理の充実・強化および高度化のためのリスク管理態勢に関する事項について審議を行い、リスクの把握と的確な判断に資するため、取締役会等に対する報告を行う。
③各種リスクの顕在化や不測の事態が発生した場合に適切な対応を行うための方針・規程等を定め、損害・損失の発生等を抑制する体制を構築する。
④監査部署は、本部、営業店および子会社の業務を監査し、その結果、法令等違反、損失の危険のある業務執行行為が発見された場合は、直ちに取締役会ならびに監査等委員会等に報告する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための事項
①協議・決定の効率化を図るために役付取締役により構成される常務会において、決定を委任された事項についての決議を行う。
②取締役会および常務会の決議に基づく業務執行は、選任された執行役員および各部門の責任者が職務権限等に基づきこれを行う。また、取締役会および各取締役はこれらを監督する権限を有し、その責任を負うものとする。

(5) 当行および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための事項
①子会社における業務執行の状況については、子会社管理基準に基づき設置された統括部署が適時報告を受け、適切な管理・指導を行う。
②子会社の損失の危険を管理するため、子会社管理基準を制定し、子会社が適切なコンプライアンス管理及びリスク管理を実施していることを確認するとともに、その管理の維持・強化を図る。
③子会社は、当行および子会社の経営陣によって協議された当行グループとしての経営方針等を踏まえ業務を執行するとともに、取締役会ならびに各取締役および各部門の担当職務を明確にし、取締役の職務の執行の効率性確保に努める。
④子会社にもコンプライアンスにかかる方針および規程を具備させ、コンプライアンスの遵守等に取組ませる。また、当行の監査部署は必要に応じて子会社に立ち入り監査を行う。

2．監査等委員会の職務の執行のため必要な体制

(1) 監査等委員会の職務の執行ならびに、これを補助すべき取締役および使用人に関する事項
①監査等委員会の職務の執行のため、監査等委員である取締役（以下、「監査等委員」という。）から選任された常勤の監査等委員を置く。また、監査等委員会の職務を補助する使用人を1名以上配置する。
②監査等委員会の職務を補助する使用人の人事に関する事項の決定については、監査等委員の意見を尊重するなど、当該使用人の監査等委員以外の取締役からの独立性を確保する。また、当該使用人は監査等委員会の専任として指揮命令権を明確化し、指示の実効性を確保する。
③なお、監査等委員会の職務を補助すべき取締役は置かない。

(2) 監査等委員会への報告に関する事項
①取締役（監査等委員を除く）および使用人は、当行および子会社の役職員の職務の執行に関し、重大な法令違反、不正行為または著しい損害を及ぼすおそれがある事実を発見した時は、直ちにこれを監査等委員会へ報告する。
②子会社の取締役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者は、当行および子会社の役職員の職務の執行に関し、重大な法令違反、不正行為または著しい損害を及ぼすおそれがある事実を発見した時は、直ちにこれを監査等委員会へ報告する。
③監査等委員会は、必要に応じて、当行および子会社の取締役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者、会計監査人等に対して報告を求める。
④監査等委員会に報告した者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行わないことを確保する。

(3) 監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用または債務の処理に関する事項

①監査等委員会は職務の執行上必要と認める費用について予算を計上しておくこととする。また緊急または臨時に支出した費用については当行に費用の償還を請求することができる。
②監査等委員がその職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について当行に対して費用等の請求をすることができる。
③当行は会社法399条の2第4項に基づき当該請求にかかる費用等が当該監査等委員の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、これを速やかに処理する。

（4）その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための事項
①監査等委員は、常務会その他の重要な会議に出席し、必要に応じて意見を述べる。
②監査等委員会は、監査部やリスク統括部等、本部各部から適時適切に情報を受ける体制を整備する。
③代表取締役は、定期的に監査等委員と意見交換を行い、監査等委員会の監査が実効的に行われるよう努める。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当行は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に断固たる態度で対応し、関係を遮断するため、以下のとおり「反社会的勢力への対応方針」を定め、これを遵守しております。

＜反社会的勢力への対応方針＞
1．組織としての対応
業務の適切性および健全性を確保するため、反社会的勢力との関係遮断を「内部統制システム構築の基本方針」に明確に位置づけるとともに、「反社会的勢力対応規程」等に基づき、反社会的勢力による不当要求に対して組織全体で対応します。また、反社会的勢力による不当要求に対応する行員の安全を確保します。
2．外部専門機関との連携
反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から、警察・暴力追放運動推進センター・弁護士等の外部専門機関と緊密に連携します。
3．取引を含めた一切の関係遮断
反社会的勢力とは、取引関係を含めて一切の関係をもちません。また、反社会的勢力による不当要求は拒絶します。
4．有事における民事と刑事の法的対応
反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対応を行います。
5．裏取引や資金提供の禁止
反社会的勢力による不当要求が、事業活動上の不祥事や行員の不祥事を理由とする場合であっても、事案を隠ぺいするための裏取引は絶対に行いません。また、反社会的勢力への資金提供は、絶対に行いません。

Vその他

1．買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2．その他コーポレート･ガバナンス体制等に関する事項

(適時開示体制の概要)
(1) 適時開示に対する基本姿勢
当行は、投資者への適時、適切な会社情報の開示が健全な金融商品市場の根幹をなすものであることを十分に認識するとともに、常に投資者の視点に立った迅速、正確かつ公正な会社情報の開示を適切に行えるよう社内体制の充実に努めるなど、投資者への会社情報の適時、適切な提供について真摯に取り組んでおります。

(2) 適時開示に係る社内体制
当行は、迅速、正確かつ公正な会社情報の開示を行うため、「適時開示管理規程」を制定しております。有価証券上場規程に該当する発生事実、決定事実および決算に関する情報が認められた場合には、「適時開示管理規程」に則り、適時開示を実施する体制を構築しております。

(3) 適時開示体制を対象としたモニタリング体制
当行では、適時開示の状況等について監査部が内部監査を行うことで、適時開示が適時、適切に行われているかを検証する体制としております。

（コーポレート・ガバナンス体制の概要）

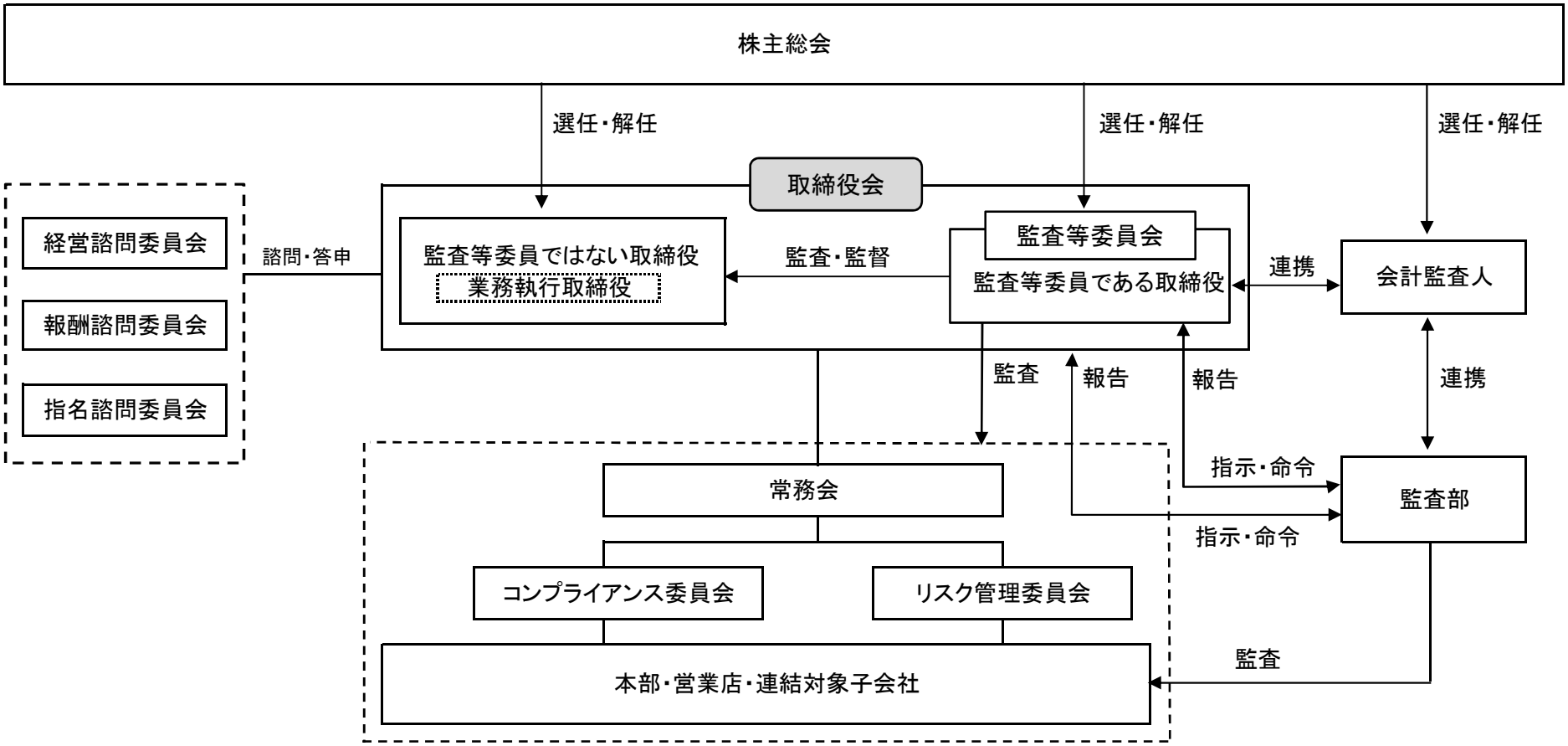

（適時開示に係る行内体制図）

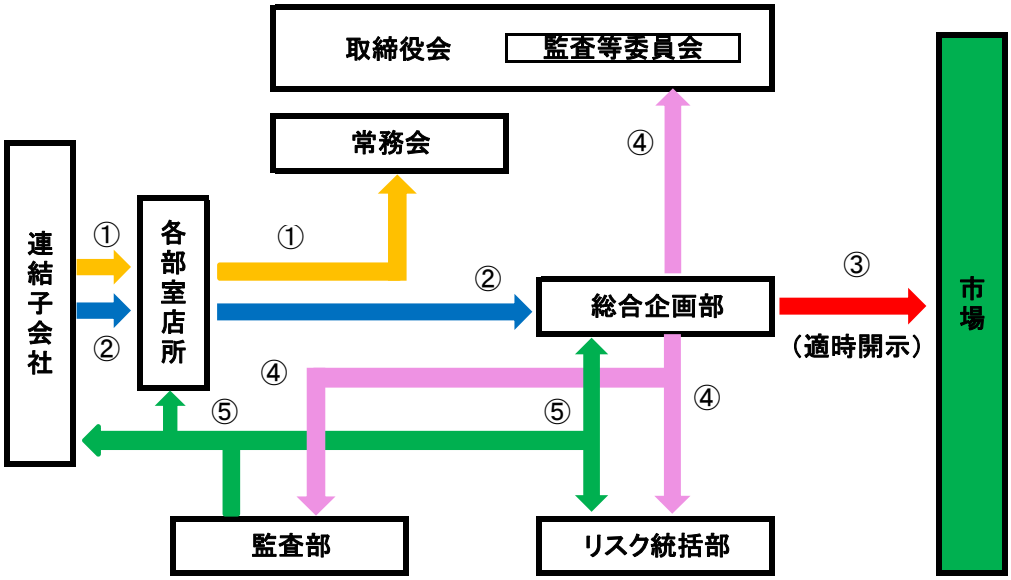

① 重要な会社情報を常務会へ報告
② 重要な会社情報を総合企画部へ報告
③ 適時開示（Tdnet・EDINET・報道機関）
④ 適時開示会社情報を取締役会（監査等委員会）、監査部、リスク統括部へ報告
⑤ 監査部業務監査